

## 政府全体の動き

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和4年12月に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」が設置され、令和5年8月に最終とりまとめが公表された。
- ・また、令和5年6月には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部の改正法により、マイナンバーカードを活用して全ての被保険の円滑な保険診療が受けられるようにするなど、マイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等に向けた必要な法律改正が行われた。

## 私立学校教職員共済における対応

### （対応済）

- 私立学校教職員共済法施行規則等の改正（令和5年9月29日）  
新規資格取得及び新規年金裁定請求の際の個人番号の記載を徹底する省令改正を行った。
- 加入者データの総点検  
加入者・被扶養者の登録済みデータをJ-LIS照会により総点検  
（健康保険証と直接関係ないが）年金者についても同様に総点検

### （今後の対応）

- 資格確認書の送付（必要な者）
- 資格情報のお知らせ送付
- タイムラグ対策（省令改正）
- 加入者証廃止等（省令改正）

## ○健康保険証廃止後の資格確認書等の取扱いについて

- ・ **マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする。**
- ・ マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない 状況にある方については、**氏名・生年月日、被保険者 等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書**により被保険者資格を確認することとする（改正法において創設）。
- ・ **資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付する。**ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他**保険者が必要と認めた者**については、**本人の申請によらず保険者が交付する運用**とする。
- ・ 資格確認書の**有効期間は、5年以内**で、各保険者が設定することとする。
- ・ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む。）のみ）等に、**氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせ（別添参照）**を交付する。

## ○ タイムラグ対策その他

- ・ 保険者は、事業主による届出から**5日以内にデータ登録**を行う

# マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた今後の対応

(「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」最終とりまとめ)

## 資格情報のお知らせ(イメージ)

※ 様式については、今後、変更の可能性あり

別添

イメージ

### 資格情報のお知らせ

(保険者名)  
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

記号	000	番号	00000000(枝番)00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
生年月日	平成〇年〇月〇日		
性別	男		
負担割合(※)	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

注) この文書でのみ医療機関を受診することはできませんが、マイナ保険証と一体で携帯することにより、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の受診が可能です。

※負担割合は、被用者保険において別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能。

※オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況を記載することも検討。